

信託終了（繰上償還）決定のお知らせとQ&A

平素はアムンディ・ダブルウォッチ（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当ファンドは、2016年1月29日に設定され、基準価額の下落をフロア水準®までに抑え、中長期で資産を育てることを目指し、世界の株式、債券および短期金融資産など、さまざまな資産への資産配分を機動的に変更した運用を行って参りました。

しかしながら、2020年2月下旬以降の世界規模での株式および債券市場の過去にないような混乱による下落等の影響を受け、2020年3月26日の基準価額がフロア水準®と同額である9,562円まで下落しました。これにより、投資信託約款に定める繰上償還の条件に該当したため、信託終了（繰上償還）が決定いたしましたことをご報告申し上げます。

詳細につきましては、次ページ以降のQ&Aにてご確認ください。

受益者の皆さまには、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

設定来の基準価額、フロア水準®※、純資産総額の推移



・基準価額は信託報酬控除後です。

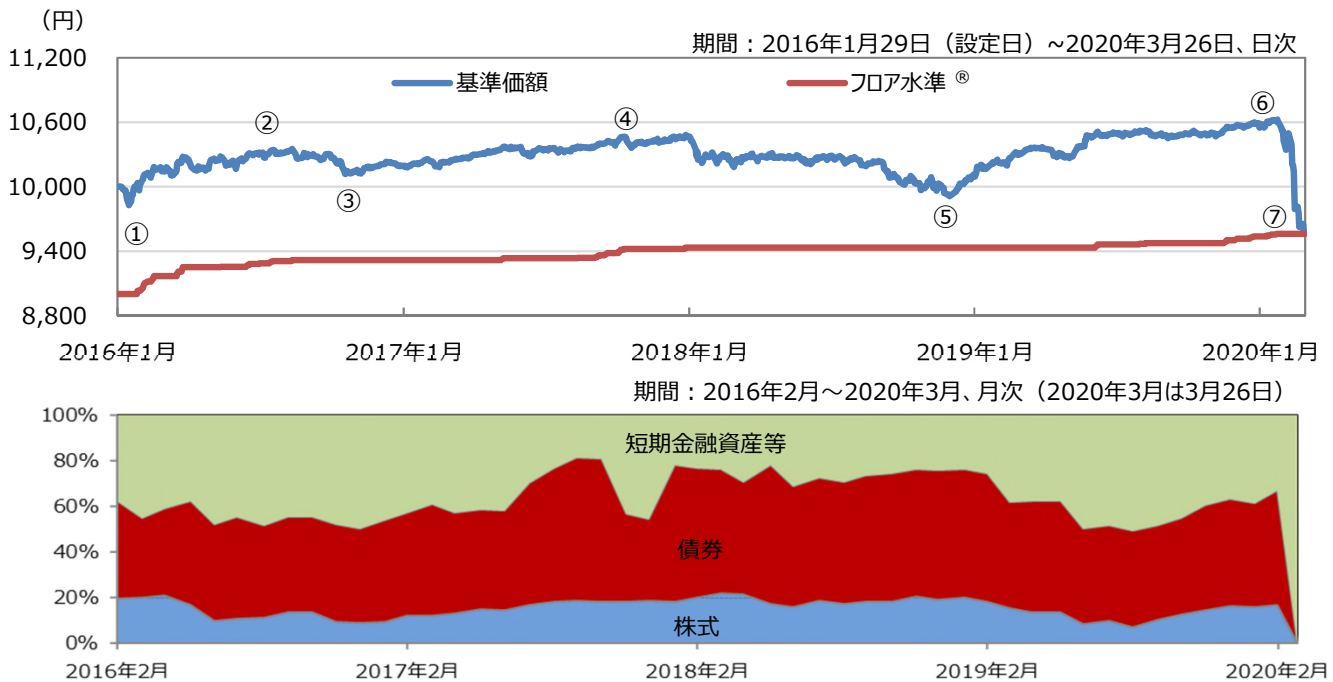
※フロア水準®は、日々の基準価額の最高値の90%です。（設定時（2016年1月29日）のフロア水準®は、9,000円です。）フロア水準®は、運用上、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額がフロア水準®を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。また損失が常に一定範囲に限定されるものではありません。短期金融資産等中心の運用の場合、市場が急騰した場合には、その上昇に追従できない場合があります。上記は過去のデータであり、将来を示唆または保証するものではありません。

お問合せ先：アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン

電話 0120-202-900（フリーダイヤル）（委託会社の営業日の9:00～17:00）

設定来の基準価額、フロア水準[®]、資産配分（大分類）の推移



・基準価額は信託報酬控除後です。・資産配分の比率は、純資産総額比です。「短期金融資産等」は現金を含みます。主に日本円であり、一部その他資産も含まれます。・資産配分の比率は、価格下落により利益を得られる取引（売りポジション）を含む場合、差し引いて表示しています。上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

設定来の基準価額の主な変動要因

①2016年2月上旬

中国経済の鈍化による世界の経済成長への懸念や原油価格の大幅下落を受け、世界株式が下落した影響を受けました。

②2016年春から秋

欧州中央銀行の量的追加緩和や、米国の金融引き締めスピードの鈍化等により、株式市場は上昇、金利は低下（債券価格上昇）した事が主なプラスの要因となりました。

③2016年秋以降

米国の年内利上げへの期待やユーロ圏の量的緩和縮小の懸念等により、世界的に金利が上昇（債券価格下落）し、株式市場も下落したことが主な下落要因でした。

④2017年

欧州をはじめとした政治的リスクの後退に伴って、ユーロ圏の株式が8月にかけて上昇し、また明るい市場心理を背景に欧米ともにハイイールド債の価格が大きく上昇しました。秋以降は、欧州の金利上昇懸念等から社債が下落する局面もありましたが、年間を通じ、米国の株式の上昇がプラスに貢献しました。

⑤2018年

米国の金利上昇懸念に過敏に反応し、金利が上昇（債券価格下落）しました。また、年末に向け、米中貿易摩擦の悪化や中国の経済成長鈍化に対する懸念から株式市場が大きく下落し、株式と債券の両方の下落がマイナス要因となりました。

⑥2019年から2020年2月中旬

2019年は、主要中央銀行のハト派的な金融政策や米中貿易交渉の進展への期待などから、株式と債券の上昇がプラス要因となり、当ファンドは2020年2月20日に設定来最高値となる10,624円まで上昇し、フロア水準[®]は9,562円となりました。

⑦2020年2月下旬から2020年3月26日

新型コロナウイルスの感染拡大等による、世界規模での株式、債券市場の予想を大きく上回る変動の中、3月中旬には株式への実質的投資比率をゼロとし、その後段階的に債券への配分比率も減らし、基準価額の下落をフロア水準[®]までに抑えるため短期金融資産等を100%とする資産配分へ変更しました。しかしながら、3月26日の基準価額がフロア水準[®]と同額である9,562円まで下落したため、投資信託約款の定めに従い、ファンドの信託終了（繰上償還）が決定されました。

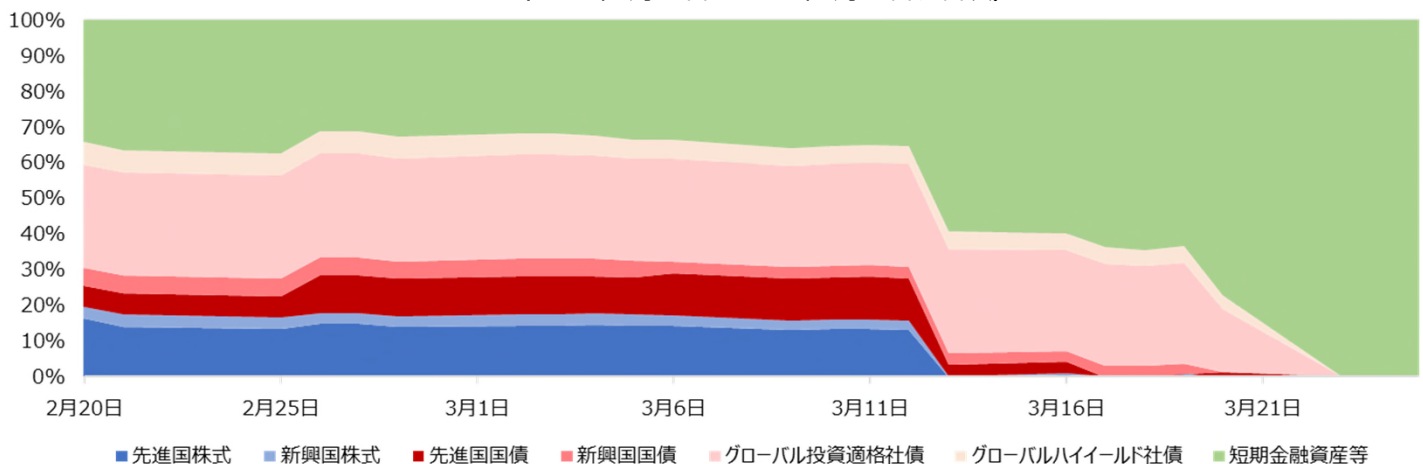
Q1. 2020年2月からの市場下落局面での投資行動について教えてください。

2020年2月下旬以降、新型コロナウイルスの感染拡大等による世界規模での株式、債券市場の混乱を受け、2020年2月19日から3月25日にかけて、世界株式が-26.5%、世界ハイールド債が-18.7%と大きく下落しました。このような市場の混乱の中、運用チームでは、安全とされる米国国債の比率を引き上げるとともに、ハイールド債や新興国国債の配分比率を引き下げるなど、リスク抑制を目指す運用を行って参りました。具体的には、2020年2月末時点で約3割であった短期金融資産等への配分比率を3月13日時点では約6割とし、株式への実質的な配分比率をゼロとし、残りは債券（主に社債）を中心とした資産配分としました。

その後、金融市場の混乱が続いたため、基準価額の下落をフロア水準®までに抑えることを最優先とし、3月20日時点では社債の配分比率を一層引き下げることで、短期金融資産等の配分比率を約8割まで引き上げました。さらに、債券市場の混乱が収まりを見せない中、足元では円建の短期国債を除くすべてを現金化しました。

当ファンドの資産別配分比率の推移

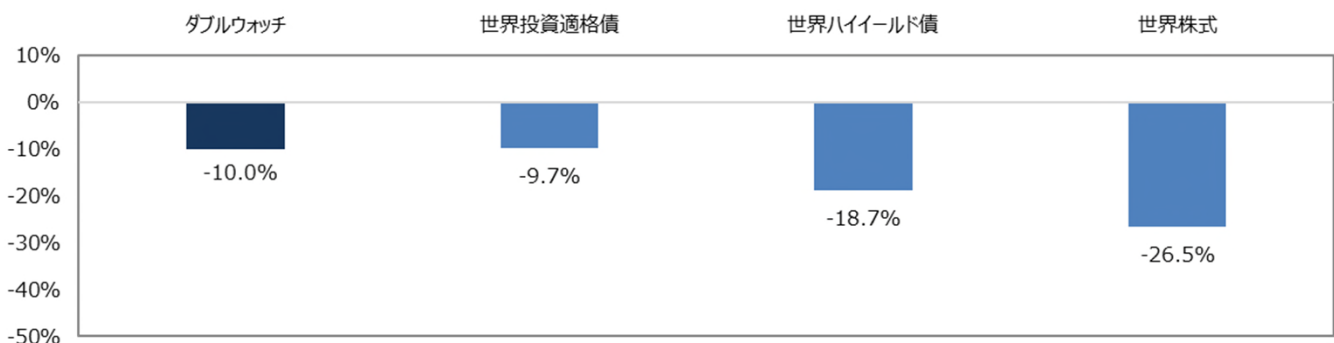
(2020年2月20日～2020年3月25日、日次)



- ・「短期金融資産等」は、現金を含みます。主に日本円であり、一部その他資産も含まれます。
- ・売りポジションはマイナス表記となります。

市場下落局面における当ファンドと各資産の騰落率（各資産は円換算）

(2020年2月19日～2020年3月25日)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。ダブルウォッチは翌営業日の基準価額を使用。使用した指数については、8ページの「当資料で使用した指数とその権利について」をご覧ください。上記は過去のデータであり、将来を示唆または保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

Q2. 現在保有する資産と今後それらをどうするのかについて教えてください。

2020年3月25日現在、当ファンドが保有する資産は100%短期金融資産等です。具体的には、日本の短期国債が約5割と現金等が約5割です。現金等の内訳は、円が約2割、米ドルが約2割、ユーロが約1割となっていますが、外貨については、基本的に為替ヘッジを行っております。

繰上償還が決定したため、投資信託約款の定めに従い、基準価額がフロア水準®以下に下落した翌営業日（3月27日）から組入資産を売却し、円建の短期金融資産等を中心とした安定運用に切り替えを行い、当ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。

Q3. 今後想定される基準価額の下落要因について教えてください。

当ファンドの信託報酬等のコストが基準価額の下落要因となります。また、金利環境や需給の影響等によってヘッジコスト等が生じた場合も基準価額の下落要因となります。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、マイナス金利の現状を鑑み、足元の運用が円建の短期金融資産等を中心としたものとなったことから、信託報酬の引き下げを検討しております。

Q4. 今後の基準価額や償還価額は直近のフロア水準®を下回る可能性がありますか。

はい。Q2でご案内したとおり、現在は円建及び外貨建の短期金融資産等の比率が100%となっており、今後はすべての資産を円にシフトしていく予定ですので、これからの基準価額の大きな変動は予想しておりません。しかし、フロア水準®は、運用上、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額がフロア水準®を下回らないことを委託会社が保証等するものではないため、繰上償還日までの日々の基準価額および繰上償還価額が直近のフロア水準®である9,562円を下回る可能性があります。（基準価額の下落要因はQ3をご確認ください。）

Q5. 繰上償還日はいつですか。また償還金はいつ入金されますか。

繰上償還日は2020年4月30日（木）です。償還金は原則として繰上償還日の翌営業日（2020年5月1日（金））以降に販売会社より支払われます。詳細に関しては、お取引の販売会社にお問い合わせください。

Q6. 繰上償還価額はいつ、どのように知ることができますか。

繰上償還価額は繰上償還日の夕方確定する予定です。

繰上償還価額は、アムンディ・ジャパン株式会社のホームページにて開示いたします。

アムンディ・ジャパン株式会社のホームページ <https://www.amundi.co.jp>

Q7. いつまで換金できますか。

繰上償還決定後も、基準価額は毎日算出され、2020年4月27日（月）まで毎営業日換金を受付けております*。
*販売会社によって異なる場合がありますので、換金の最終受付日や具体的な手続き等に関しては、お取引の販売会社にご確認ください。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的

ファンドは安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

- ① 日々の基準価額の最高値の90%を「フロア水準[®]」とし、資産配分を機動的に見直すことで、基準価額の下落を「フロア水準[®]」までに抑えた運用を目指します。
 - 設定時（2016年1月29日）のフロア水準[®]は9,000円です。
 - 基準価額が最高値を更新する毎に、フロア水準[®]も上昇し、一旦上昇したフロア水準[®]は下がりにません。
 - ただし、基準価額がフロア水準[®]以下に下落した場合には、円建の短期金融資産等を中心とした安定運用に切り替えを行い、繰上償還します*。
 - ※ 詳細については、交付目論見書の「その他の留意点」を必ずご覧ください。
- ② 基準価額の下落を抑え、安定的な収益の獲得を目指すため、世界の株式、債券および短期金融資産など、さまざまな資産への資産配分を機動的に変更します。
 - 各証券に関連する上場投資信託証券（ETF^{※1}）を通じての投資が中心となります。
 - 経済見通し、市況動向や投資対象資産の特性などを勘案した上で、最適な投資比率を決定します。
 - 組入外貨建資産については、為替ヘッジを行うことを基本としますが、一部ヘッジを行わない場合もあります^{※2}。
 - 運用の指図の権限は、アムンディ・アセットマネジメントに委託します。
 - * 上記資産の他、不動産投資信託証券にも投資する場合があります。また、株式、債券および金利の指数等の先物取引等を行う場合があります。
 - ※1 Exchange Traded Fundの略で、取引所に上場、主に株価指数等の特定の指標への運動を目指す投資信託です。
 - ※2 ファンドでは機動的な為替ヘッジとよびます。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、主として世界の株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、資産等の選定・配分リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、一定水準（「フロア水準[®]」）に関する留意点、ファンドの繰上償還に関する留意点、分配金に関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

＜お申込の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。＞

当資料のお取扱についてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込に関しては、クーリングオフの適用はありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合には受け付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	2026年9月4日までとします。（設定日：2016年1月29日）
決算日	年1回決算、原則として毎年9月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 2.2%（税抜2.0%） です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.32%（税抜1.20%） を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払います。委託会社の報酬には、アムンディ・アセットマネジメントへの投資顧問報酬（投資信託財産の純資産総額に年率0.57%以内を乗じて得た金額）が含まれています。 ◆上記の運用管理費用（信託報酬）は有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。） ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、その他の関係法人	委託会社：アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第350号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 受託会社：株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） 販売会社：販売会社につきましては、巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル） 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： https://www.amundi.co.jp/

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○			○	○
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第10号	○				
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第37号	○				
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第36号	○				
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第21号	○		○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○		○	○	○
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○			○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○			○	
株式会社 滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○			○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第47号	○			○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第39号	○			○	
株式会社東京スター銀行※	登録金融機関	関東財務局長（登金）第579号	○			○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第7号	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第6号	○			○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第49号	○			○	
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○			○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○				
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○	

※ インターネットのみのお取り扱いとなります。

【当資料で使用した指数とその権利について】

世界投資適格債：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックス（米ドルベース）
世界ハイイールド債：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・ハイイールド債インデックス（米ドルベース）
世界株式：MSCIワールド・インデックス（配当込み）（米ドルベース）

【使用した指数の権利について】

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ビーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。MSCIのインデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。